一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定により、超音波画像診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和８年 11 月 10 日

新潟県はまぐみ小児療育センター
所長　和田　雅樹

１　入札に付する事項

(1) 調達案件名及び数量

超音波画像診断装置　一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和９年３月 19 日（金曜日）

(4) 納入場所

新潟県はまぐみ小児療育センター　第二診察室
新潟県新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地

２　入札参加者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

（３）本公告の日現在で、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

（４）新潟県内に本社（本店）又は営業所等を有する者であること。

（５）本調達物品の仕様に適合する物品を納品可能であることを資料等の提出により確認できる者であること。

（６）新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付等

(1)　交付期間

令和８年 11 月 20 日（金曜日）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第５号）第１条第１項各号に規定する日を除く。）の各日の午前９時から午後５時まで

(2) 交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 951－8121

新潟県新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地

新潟県はまぐみ小児療育センター会計課

電話番号 025－266－0153（直通）

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

４　本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出すること。

ア　提出期限　　令和８年 11 月 25 日（水曜日）午後３時まで

イ　提出場所　　３(2)に定める場所

ウ　提出書類等　入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果は、入札参加資格確認申請書に記載されている連絡先に令和８年 11 月 30 日（月曜日）までに連絡し、併せて書面で通知する。

５　入札に関する事項

(1)　入札執行の日時及び場所

ア　入札日時　令和８年 12 月１日（火曜日）午後１時 30 分

イ　入札場所　新潟県はまぐみ小児療育センター　２階　会議室

(2)　入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4)　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5)　落札者の決定方法

本公告に示した調達案件の提供について履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格以下の価格の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6　契約に関する事項

(1)　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とし、新潟県が発行する納入通知書において契約日までに納入する。ただし、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 44 条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　暴力団等の排除

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）ただし、入札参加資格審査申請において、上記誓約書を提出済みの場合は、提出不要とする。

7　その他

詳細は入札説明書による。

入　札　説　明　書

この入札説明書は、新潟県はまぐみ小児療育センターが発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　入札に付する事項

（１）調達案件名及び数量

超音波画像診断装置　一式

（２）調達案件の仕様等

別紙「はまぐみ小児療育センター超音波画像診断装置　仕様書」による。

（３）納入期限

令和９年３月 19 日（金曜日）

（４）納入場所

郵便番号　951-8121

新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地

新潟県はまぐみ小児療育センター　第二診察室

２　入札参加者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

（３）新潟県物品等入札参加資格を有し、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

（４）新潟県内に本社（本店）又は営業所等を有する者であること。

（５）本調達物品の仕様に適合する物品を納品可能であることを資料等の提出により確認できる者であること。

（６）新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、前条に示した入札参加資格を有することを証明できる書類を提出し、入札日の前日までに説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（１）提出期限

令和８年 11 月 25 日（水曜日）　午後３時（必着）

（２）提出書類

(ｱ) 入札参加資格確認申請書（別紙）

(ｲ) 新潟県物品等入札参加資格の承認通知書の写し

（印鑑証明書の写しを添付すること。）

(ｳ) 応札仕様書

（３）提出場所及び問合せ先

〒951-8121　新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地

新潟県はまぐみ小児療育センター会計課

電話　025-266-0153

（４）提出方法

郵送又は持参

（５）入札参加者は、仕様書、契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は（３）に定める問合せ先に質問し、回答を求めることができる。ただし、入札後仕様書等の不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

（６）本件入札に係る参加資格の確認結果は、入札参加資格確認申請書に記載されている連絡先に令和８年 11 月 30 日（月曜日）までに連絡し、併せて書面で通知する。

４　入札執行の日時及び場所

（１）日時　令和８年 12 月１日（火曜日）　午後１時 30 分から

（２）場所　新潟県はまぐみ小児療育センター　２階　会議室

５　入札手続等

（１） 代理人の入札

代理人に入札に関する行為をさせようとする場合は、入札会場にて入札執行職員の指示に従い委任状（別紙様式）を提出しなければならない。

この場合、入札書には代理人の氏名を記入し、委任状の仕様印鑑を押印しなければならない。

（２）入札の方法

次のいずれかの方法によること

ア　本人又は代理人が入札執行の日時及び場所において入札書を提出する場合は入札書を封書に入れ密封し、かつ、封皮に氏名及び「何月何日入札（調達案件の件名）の入札書在中」と記載すること。

イ　郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、外封筒の封皮にも「何月何日入札、（調達案件の件名）の入札書在中」と朱書して、入札執行日の前日の午後５時までに前記３（３）に提出しなければならない。

（３）入札書の名義人

入札書の名義人は、本人又は代理人に限る。

（４）入札書の記載

ア　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

ウ　入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。また、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（５）入札会場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員、立会職員及び補助職員以外の者は入場することができない。

（６）入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札会場に入場することができない。

６　入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

（１）入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札

（２）入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が判別し難い入札

（３）郵便による入札であって、５(1)イに定める日時までに到着せず、又は書留郵便以外の方法によったもの

（４）同一の入札者が２以上の入札をしたときは、その全部の入札

（５）入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札があった場合はその全部の入札

（６）押印すべき場所に押印のない場合

（７）脅迫その他不正の行為によってした入札

（８）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者の入札

（９）他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札執行職員の職務を妨害する行為を行ったものの入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

７　契約書作成の要否

要

８　入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

９　契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とし、新潟県が発行する納入通知書において契約日までに納入する。ただし、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 44 条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

10　落札者の決定方法等に関する事項

（１）入札に参加した者のうち、予定価格以下の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（３）（２）の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係ない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

（４）落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

11　再入札に関する事項

（１）初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないでその場で直ちに再入札に付する。なお、再入札は１回とする。

（２）初度の入札において無効入札をした者及び郵便で入札した者は、再入札に加わることができない。

（３）再入札においても落札者がないときは、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、再入札において有効な入札を行った者のうち、最低価格を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

12　契約に関する事項

（１）契約手続において使用する言語と通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）ただし、入札参加資格審査申請において、上記誓約書を提出済みの場合は、提出不要とする。

（３）契約の条項は、別紙契約書（案）のとおりとし、契約の相手方による作成は不要とする。

13　その他必要な事項

入札参加者又は契約の相手方が本調達案件に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

はまぐみ小児療育センター超音波画像診断装置　仕様書

１　概要

はまぐみ小児療育センター（以下「当センター」という。）では、整形外科における先天性股関節疾患における診断、治療方針の決定をはじめ、日々の臨床検査および外来・病棟診療において超音波画像診断装置を活用している。

現在稼働中の装置については、2011 年度の導入より 15 年が経過しており、メーカーからは 2021 年３月に保守部品の供給が終了したとの連絡が入っている。経年による画質の劣化も著しく、診療に支障が生じるリスクを有している。

このような状況において、患者サービスを維持するため、装置の更新を図るものである。加えて当センターで新設した「頭のかたち外来」においても活用することで質の高い医療の提供を図る。

２　調達物品及び性能等要求要件

〇超音波画像診断装置　　１式

別紙性能等要件を有するものとし、搬入・据付・調整等を含むものとする。

〇当センターが現在所有している超音波診断装置の撤去及び処分

・超音波画像診断装置　N-MXSSA-590A 東芝メディカルシステムズ　　１式

３　その他留意事項

（1）当センターの指定する場所に設置すること。

（2）調達物品の搬入、据付及び調整等を行う際は、当センターの診療業務等の支障とならないよう当センター担当者と協議の上、その指示に従い行うこと。

（3）調達物品の搬入から既存装置を撤去するまで、事故のないよう細心の注意を払うこと。

（4）当センター担当職員が操作法に熟知するまで受注者が責任をもって研修を行うこと。

（5）納入後故意または重大な過失によらない故障に対する機器本体の保証は、納入後５年間とすること。

（6）受注者と当センターとは、別紙案のとおり物品売買契約書を締結すること。

（7）納入期限は令和９年３月１９日とする。

新潟県はまぐみ小児療育センター

超音波画像診断装置　性能等要件

【機器構成】
超音波画像診断装置本体　１式
高周波心臓用電子セクタプローブ（小児用）１本
血管/表在用リニアプローブ　１本
腹部用電子コンベックスプローブ　１本
白黒プリンター　１台
Foot　Switch（３ペダル）　１個

1.　超音波画像診断装置本体

1-1.　装置本体の概要に関して以下の要件を満たすこと。

1-1-1.　本体は幅 585mm 以内、奥行 670mm 以内、重量約 60kg（記録機器を含まず）と軽量コンパクトで、運搬しやすい装置であること。

1-1-2.　観察用モニタは、解像度 1920×1080 の 21.5 インチ以上のモニタであり、水平移動、垂直移動、180 度以上の回転が可能で移動時にはモニタをロックできること。

1-1-3.　DICOM3.0 に準拠したソフトウェアを搭載していること。

1-1-4.　術者の体格に合わせ、操作パネルを上下に動かせること。

1-1-5.　3 本のプローブを同時接続でき、操作パネルから電子的に切り替えが可能であること。

1-1-6.　本体内蔵のハードディスク容量は 500GB 以上であること。

1-1-7.　最大電圧は周辺機器を含んでも最大 350VA 以下であること。

1-1-8.　外部出力として、USB ポート、コンポジットコネクト、HDMI ポート、S ビデオコネクタ、すべてに対応していること。

1-1-9.　ゲルウォーマーを本体に内蔵していること。

1-1-10.　B モード、M モード、カラーM モード、パワードプラモード、パルスドプラモードを有すること。

1-1-11.　ボタンひとつで、B モードではゲイン、周波数、走査線密度を、パルスドプラではベースラインおよびスケールを最適に自動調整できること。

1-1-12.　ボタンひとつで、CF モードではカラーゲイン、周波数、PRF、WallFilter を最適に自動調整できること。

1-1-13.　ドプラ法によらず、B モードの情報を元に、生体信号からの組織信号を抑制し、高分解能な血流をリアルタイムに表示でき、フレームレートが維持されたはみだしの少ない血流表示機能を有すること。

1-1-14.　３ペダルのフットスイッチを有すること。

2. プローブ

2-1. 高周波心臓用電子セクタプローブ（小児用）は以下を満たすこと。

2-1-1. 周波数帯域は 2.5～7.0MHz 以上であり、視野角は 120° 以上であること。

2-2. 血管/表在用リニアプローブは以下を満たすこと。

2-2-1. 周波数帯域は 4.0～13.0MHz 以上であり視野幅は 47mm 以上であること。

2-3. 腹部用電子コンベックスプローブは以下を満たすこと。

2-3-1. 周波数帯域は 2.0MHz～5.0MHz 以上であり、視野角 58° 以上であること。

3. 記録器

3-1. 白黒プリンターの仕様は以下を満たすこと。

3-1-1. 印刷方式は感熱記録方式であること。

3-1-2. 階調は 256 階調以上であること。

3-1-3. 本体パネルから操作可能であること。

４．保守

4-1. 保守について、以下の要件を満たすこと。

4-1-1. 本体について 5 年間のメーカー保証を付帯すること。

令和８年　月　日

入札参加資格確認申請書

新潟県はまぐみ小児療育センター所長　様

所在地
商号又は名称
代表者の氏名　　印

下記の調達案件の一般競争入札に参加したいので、必要な資料等を添えて提出します。

なお、当社は、入札説明書の２入札参加者に必要な資格に掲げる（１）から（６）の条件を全て満たす者であること、並びに本申請書及び下記添付書類に記載した事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

１　調達案件の名称

超音波画像診断装置　一式

２　入札執行日

令和８年 12 月１日（火曜日）

３　添付書類

（１）新潟県物品等入札参加資格の承認通知書の写し

（２）応札仕様書

（３）上記応札仕様書に係る機器の資料（パンフレット、カタログ等）

４　担当者とその連絡先

（１）　担当者の所属及び氏名

（２）　連絡先

ア　電話番号

イ　ファクシミリ番号

ウ　Ｅメールアドレス

令和　　年　　月　　日

応札仕様書

新潟県はまぐみ小児療育センター所長　　様

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

当社が納入を予定している超音波画像診断装置の仕様は、別添のとおりです。

この仕様は、令和８年 12 月１日に実施する一般競争入札の調達案件「はまぐみ小児療育センター超音波画像診断装置　仕様書」で掲げる性能等を満たすことに相違ありません。

別紙様式

委　　任　　状

（受任者）所在地

商　号

職氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

委任事項

令和８年 12 月１日に行われる超音波画像診断装置の購入に係る入札に関する一切の権限

令和８年　月　日

（委任者）所在地

商　号

職氏名　　㊞

受任者の使用印鑑

新潟県はまぐみ小児療育センター所長　　様

入　　札　　書

1　調達物品名　超音波画像診断装置　一式

2　実施場所　新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地
はまぐみ小児療育センター

3　入札金額

		百			千			円

4　入札保証金　　免　　除

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認の上入札します。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

代理人

氏　名　　印

新潟県はまぐみ小児療育センター所長　様

再　　入　　札　　書

1　調達物品名　超音波画像診断装置　一式

2　実施場所　新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地
はまぐみ小児療育センター

3　入札金額

		百			千			円

4　入札保証金　　免　　除

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認の上入札します。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

代理人

氏　名　　印

新潟県はまぐみ小児療育センター所長　様

物　品　売　買　契　約　書　(案)

1　物品の名称、規格、数量等

物品の名称	規格、付属品等	数量	単価(円)	金額(円)
超音波画像診断装置	仕様書のとおり	一式	ー ※消費税額及び地方消費税額を除く	

2　契約金額　　￥　　(うち消費税額及び地方消費税額￥　　)

3　契約保証金　　契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。
ただし、新潟県財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

4　納入場所　　新潟県はまぐみ小児療育センター(新潟市中央区水道町一丁目5932番地)

5　納入期限　　令和9年3月19日(金曜日)

6　その他

上記物品の売買に関して、買主新潟県を甲とし、売主

を乙として、上記条件のほか別記契約条項によって契約を締結し、この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)。

令和　　年　　月　　日

買主(甲)　新潟市中央区水道町一丁目5932番地
新　潟　県
新潟県はまぐみ小児療育センター
所　長　　和　田　　雅　樹　　印

売主(乙)　住　所

氏　名　　印

別記

契　約　条　項

物品売買契約書（総価契約）

（契約保証金の納付）

第1条　乙は、契約の締結と同時に、契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

（納入期限の延長）

第2条　乙は、乙の責めに帰することのできない正当な理由により、納入期限までにこの契約に定める物品（以下「目的物」という。）を納入することができないときは、あらかじめ甲に対して、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合、甲は、期限の延長を認めたときは、変更後の納入期限を定めてこれを乙に通知するものとする。

（納品、検査方法等）

第3条　目的物の納入は、契約数量の全部を同時に行うものとし、納入に要するすべての費用は乙の負担とする。ただし、甲が分納を指示した場合、又は乙があらかじめ甲の承諾を得た場合は、目的物を分納することができる。

2　乙は、目的物を納入（分納する場合は分納ごと）しようとするときは、甲に通知して検査を受けなければならない。

3　甲は、乙から納入の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に納入された目的物を検査するものとする。この場合は、甲は、検査の日時及び場所を指定して乙の立会いを求めるものとし、乙が立会わないときは、乙は検査の結果に異議を申し立てることができないものとする。

4　検査のため納入された目的物を損耗したとき、又は検査に当たり、費用を要するときは、その費用は乙の負担とする。ただし、費用を要する原因が甲の責めに帰すべきものであるときは、甲の負担とする。

5　検査の結果不合格となった場合は、乙は、自己の負担でその目的物を引き取るとともに、甲から期限を指定して代品の納入を指示されたときは、その指定期限内に代品を納入して甲の検査を受けなければならない。この場合の検査については、前３項の定めに準ずる。

6　甲は、検査の結果品質不良、数量不足等のため不合格となる場合であっても、支障がないと認めるときは、契約金額を減額してその目的物を受け入れることができる。この場合の契約金額の変更は、甲乙協議して定める。

7　甲は、検査に合格したと認めたとき、又は前項の定めにより受け入れることとしたときは、その旨を乙に通知し、乙は、目的物を甲に引き渡すものとする。

8　目的物の所有権は、前項の定めによる引渡しのときに乙から甲に移転するものとする。

（代金の支払）

第4条　乙は、目的物の引渡しをすべて完了したときは、甲に対し請求書により契約金額を請求するものとする。ただし、前条第１項の規定により分納した場合は、分納の都度、分納した数量に応じた金額を請求することができる。

2　甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「支払期間」という。）に甲の定める方法により契約金額を支払うものとする。

（債権債務の譲渡等）

第5条　乙は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は債権の行使若しくは債務の履行を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第 350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2　前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第121条に基づき会計管理者に対し、支出命令を発した時点で生ずるものとする。

（危険負担）

第6条　目的物の引き渡し前に生じた物品についての損害は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第7条　甲は乙に対し、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、目的物の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、乙は甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができない。

2　前項に規定する場合において、甲は乙に対し、同項に規定する履行の追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3　第１項に規定する場合において、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

4　契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第１項の規定による履行の追完請求、前項に規定する代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

5　乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

（履行遅滞の責任）

第8条　乙は、納入期限までに目的物を納入することができない場合で、甲が納入期限経過後の納入を認めたときは、遅延日数１日につき、遅滞数量に対する代金相当額の 1,000分の１の割合で計算した金額を違約金として甲に納付しなければならない。

2　前項の違約金は、甲が乙に支払う債務を有するときは、相殺するものとする。

3　甲は、その責めに帰する理由により支払期間内に契約金額を支払わないときは、遅延日数に応じ当該未払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定により指定された率により計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。この場合、計算した金額が 100円未満であるときは支払いを要せず、その金額に 100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

4　甲の責めに帰する理由により検査期間内に目的物の検査をしないときは、検査期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、支払期間の日数から差し引くものとし、支払期間の日数を超える場合は支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、甲は前項の定めに準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

（契約の変更）

第9条　契約を締結するときに予見することのできなかった物価の高騰若しくは下落その他事情の変動により、契約の内容が著しく不合理となった場合は、甲又は乙は相手方に対し、契約の変更を申し入れることができる。この場合、一定期間を置いて催告しても相手方が応じないときは、契約を解除することができる。

2　前項の定めによる申入れに基づいて契約を変更する場合、その変更内容は、甲乙協議して定める。

3　甲は、前２項に定める場合のほか、乙が債務を履行しない間は、目的物の内容、数量、納入期限その他の契約事項を変更する必要が生じたときは、契約を変更することができる。この場合の変更内容は、甲乙協議して定める。

4　乙は、天災地変その他の不可抗力又は生産中止その他の供給事情の急変により、契約の履行が不能となる部分が生じたときは、甲に対し契約の変更を申し入れることができる。この場合、甲が契約の変更を認めたときは、変更内容は甲が定める。

（解除権等）

第10条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに、契約を解除し、又は打ち切る（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解消することをいう。以下同じ。）ことができる。

（１）納入期限までに目的物を納入することができないことが明らかであり、そのために契約の目的を達することができないと認められるとき。

（２）納入期限とされた日が属する会計年度（地方自治法第208条第１項）の末日までに第３条に定める目的物の検査に合格できないことが明らかであり、そのために県の予算措置に不都合が生じるとき。

（３）契約に違反したことその他不誠実の行為をしたことにより、契約の目的を達することができないとき。

（４）契約の履行能力を喪失したと認められるとき。

（５）契約の解除を申し出たとき。

2　甲は、前項の定めにより契約を解除し、又は打ち切ったときは、乙から契約金額（打切りの場合は、履行済部分に相当する金額を控除した金額をいう。以下本条及び第11条において同じ。）の 100分の10の割合で計算した金額の違約金を徴収することができる。ただし、甲に帰属することとなる契約保証金がある場合は、違約金の額を契約金額の 100分の10以下の割合とすることができる。

第11条　甲は、前条第１項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに 該当する場合は、催告をすることなく、直ちに、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第１項及び第２項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（２）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第１項に規定する課徴金の納付を命じた場合において、行政事件訴訟法第14条第１項及び第２項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（３）乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（４）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の規定による刑が確定したとき。

（５）乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2　甲は、前条第１項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

（１）その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

（４）その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

（６）下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3　前２項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは乙は契約金額の 100分の10の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

4　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

第12条　甲は、第10条第１項又は前条第１項若しくは第２項に定める場合のほか、乙が契約を履行しない間は、必要がある場合には契約を解除し、又は打ち切ることができる。

2　甲は、前項の定めにより契約を解除し、又は打ち切った場合に乙に損害を与えたときは、その損害額を負担する。この場合、甲の負担する損害額は甲乙協議して定める。

（損害賠償の予定）

第13条　乙は、第11条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除する、又は打ち切りをするか否かにかかわらず、契約金額の 100分の20の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3　前２項の規定は、契約の履行後においても適用するものとする。

（契約保証金の返還等）

第14条　乙は、契約保証金を納付した場合であって、目的物を引き渡したとき、又は第12条の規定により契約が解除されたときは、甲に対し請求書により、その還付を請求するものとする。

2　甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

3　第10条第１項の定めにより契約が解除され、若しくは打ち切られたとき、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（秘密の保持）

第15条　乙は、本契約に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（契約外の事項等）

第16条　この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和８年　月　日

甲　新潟県はまぐみ小児療育センター所長　和田　雅樹　様

乙　　住所
　　商号又は名称
　　代表者又は氏名　　印

私は、新潟県と超音波画像診断装置売買契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

１　自社（受注者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

（４）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（７）（３）から（６）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

２　１の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下（１）若しくは（２）に該当する場合には、新潟県に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。

（１）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が１（１）から（７）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（２）乙が、１（１）から（７）のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（２（１）に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

入　札　心　得　書

入札者は次の事項を遵守して入札をすること。

１　入札者は指定された入札の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。

２　入札者は契約書（案)、仕様書等を熟覧し、自己の氏名を表記した封筒に所定の様式の入札書を入れて提出すること。

３　代理人が入札に参加する場合は、入札をする権限を有する者の委任する委任状を携行し、入札開始の前に提出しなければならない。

４　入札者は一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

５　無効入札の主なものは次のとおり。

（１）　入札に参加する資格のない者のした入札、又は代理権の確認を受けない代理人の行った入札

（２）　入札書の記載事項のうち入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

（３）　入札者又はその代理人が２以上の入札をしたときは、その全部の入札

（４）　他人を脅迫し、その他不正の行為によってした入札

（５）　入札に関する条件に違反した入札

（６）　入札者が不当に価格をセリ上げ、又はセリ下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは全部の入札

以上の入札の効力は入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。

６　再入札は１回を限度として行う。なお、この再入札には当初の入札において無効入札をした者及び辞退したとみなされた者は参加することができない。

７　入札者は入札執行職員の指示に従って入札しなければならない。